

令和4年10月診療分から「こども医療費」「重度医療費（重度心身障害者医療費）」の現物給付方式（窓口払いなし）が埼玉県内全域に拡大します！

現物給付方式とは、町が発行する受給資格証を医療機関などの窓口へ提示することにより、保険適用の医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。これまで、県内近隣市町のみが対象地域となっていました。10月から県内全域に拡大されます。

1. 現物給付の対象地域と支払方法

令和4年9月まで

対象地域	支払方法
児玉郡市・深谷市・寄居町 【こども医療費】	現物給付 (窓口払いなし)
児玉郡市 【重度医療費】	
上記以外の埼玉県内の市町村 【こども医療費・重度医療費】	窓口払い
埼玉県外 【こども医療費・重度医療費】	窓口払い

令和4年10月から

対象地域	支払方法
児玉郡市・深谷市・寄居町 【こども医療費】	現物給付 (窓口払いなし)
児玉郡市 【重度医療費】	
上記以外の埼玉県内の市町村 【こども医療費・重度医療費】	現物給付 (窓口払いなし)
埼玉県外 【こども医療費・重度医療費】	窓口払い

変更点

2. 受給資格証について

現物給付の対象地域拡大に伴い、新しい受給資格証（こども医療費は緑色、重度医療費はオレンジ色）を9月下旬から順次郵送します。10月からは、新しい受給資格証をお使いください。

なお、古い受給資格証（こども医療費は薄紫色、重度医療費はオレンジ色）は、9月末で使用できなくなりますので、各自で破棄してください。

問合せ＝福祉課 社会福祉係・こども福祉係
☎ 76-5132

3. 注意事項

現物給付に対応していない医療機関などもありますので、ご注意ください。

また、次の場合は、現物給付の対象外です。これまでと同様に窓口払いとなります。

◎医療機関1か所に対する支払いが、1か月の合計で21,000円を超えた場合（その月の全額を窓口払いでご負担いただき、後日、町への請求手続きが必要となります。）

◎接骨院などで施術を受けた場合

※その他、現物給付の対象外となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

5月と9月はあいさつ・ありがとう重点推進月間

あいさつ・ありがとう運動を推進します

「ありがとう」で広がる笑顔の輪



美里町ファミリーサポートセンター

保育サポーターを募集しています♡

子育ての援助を受けたいかた（利用会員）と、行いたいかた（サポート会員）が会員となり、緊急サポートセンターが仲介して、地域での子育てのお手伝いをする会員同士の支えあいの活動です。

20歳以上でお子さんの好きなかたであれば、4日間の講習を受講いただくことで、サポート会員としての登録ができます。ご夫婦での参加も大歓迎です。

地域の子どもたちの成長を親御さんと一緒に見守る、そんな気持ちでお手伝いください。参加は無料です。ご参加お待ちしております。



利用会員



サポート会員

★保育サポーター養成講座の日程表★ 会場：美里町役場 203会議室

日程	講習時間	内 容	
10月3日(月)	午前9時30分～午後2時	地域で行う子育て支援 ～みんなで子育て～	地域で行っている支援の話
	午後2時～4時30分	赤ちゃんのお世話と子育て事情	新生児の保育と 昨今の子育て事情
10月5日(水)	午前9時30分～午後4時30分	子どもの体と心の発達・ 生活・遊び	最近の保育グッズなどの 保育に必要な話
10月12日(水)	午前9時30分～午後4時30分	小児の病気の特徴・ 観察とケア・感染予防	子どもの病気と 感染予防の話
10月14日(金)	午前9時30分～午後4時30分	子どもの事故と安全管理・ リスクマネジメント	安全な保育の環境・ 応急処置などの話

■申込方法・期限

緊急サポートセンター埼玉まで電話で申し込みください。申込期限は、9月28日(水)までです。

申込み・問合せ

緊急サポートセンター埼玉 ☎ 048-297-2903



緊急サポート
センター埼玉
ホームページ

美里町ファミリーサポートセンター事業について

■対象児童の年齢

0～12歳（小学6年生まで）

■保育謝礼金

◎依頼内容によって謝礼金が異なります

①ファミリーサポートセンター

※担当する親子と顔合わせをして、一緒に依頼内容を決めてからお預かりを行います。事前に予定が決まっている依頼が中心です。

・午前7時～午後7時 1時間 800円
・それ以外 1時間 900円

②緊急サポートセンター

※前日、当日の急な依頼の場合は以下のとおりです。

・午前7時～午後7時 1時間 1,000円
・それ以外 1時間 1,100円
※病児・病後児のお預かりは以下のとおりです。
・午前7時～午後7時 1時間 1,100円
・それ以外 1時間 1,200円

■その他

①・②いずれも交通費は別途支給されます。賠償責任・傷害保険に加入しています。

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎ 76-5132